

一関市本寺地区における荘園景観に配慮した水田整備計画の立案
Planning of Land Consolidation to Conserve Cultural Landscape of a Medieval
Manor
in Hondera-Area of Ichinoseki City in Iwate Prefecture

広田純一* 伊藤珠美**
HIROTA Jun-ichi* ITO Tamami**

1. はじめに

岩手県一関市本寺地区は、古くは骨寺村と記された平泉中尊寺の経蔵別当領（荘園）であり、陸奥国骨寺村絵図と呼ばれる2枚の荘園絵図（13世紀、重要文化財）が残されていることで有名である。当該絵図は田や在家の表現が具体的なことが際立った特徴とされ¹⁾、また絵図に描かれた中世農村景観の基本的枠組が現存している²⁾ことで注目を集めている。文化庁は2004年度中にも骨寺荘園遺跡の国史跡指定を予定しており、また岩手県では2006年を目標に中尊寺ともに世界遺産登録の申請に向けた準備を始めている。

他方、圃場整備については、1960年に10a区画整備、1975年に30a区画整備、1990年代に入って担い手育成型圃場整備と、これまで3回の盛り上がりがあったが、いずれも農家の同意をまとめきれずに終わっている。こうした中、一関市は2000年に「骨寺村荘園遺跡整備委員会」を設置し、景観保全と基盤整備のあり方の検討を依頼した。同委員会は2002年3月に答申書³⁾を市に提出し、現在その方向で基盤整備実施に向けた調整が改められて始まっている。筆者らは同委員会に基盤整備の専門家として参加し、計画案の作成を担当した。本報告では、類似地区の調査結果を踏まえて再検討した計画案を示す。

2. 現況の耕地条件

本地区の水田は、区画が小規模・不整形、農道が不備（接続しない区画が955筆中343筆、全体の36%）、用水と排水が未分離（いわゆる田越し掛け流し）、排水不良、薄い作土（一部）、水持ちの悪さ（一部）という特徴を持っている。とりわけ耕作上大きな障害となっているのは農道の不備と排水不良である。

3. 計画に当たっての基本的考え方

整備コンセプトが異なる3種類の圃場整備計画案を作成した。第一は、生産性向上を目的とした従来型整備計画で、現況の区画割を全面的に更新する案、第二は、景観保全を重視した保全型整備計画で、現況の区画割を保全する案、第三は、両者の中間的な整備計画である。3つの計画案を作成することにより、生産性向上と景観保全がどの程度両立可能かが明確になると考えたからである。計画に当たっては約1000筆の区画について、農道や用排水路の接続状況、隣接区画との段差等を現地調査した。

4. 圃場整備計画案

(1) 従来型整備 低コストの稲作経営を実現するために、大型機械の効率的な利用が可能な生産基盤を整備するものとする。具体的には、区画を整形化・拡大し(1ha)、全区画に農道と用水路・排水路を完備し、深い排水路(と暗渠)を設置する。従来型整備では、地形に沿

* Iwate University, ** Japan Green Resources Agency

圃場整備, 景観保全, 荘園景観

った曲線的で小規模な従前の区画や畦畔・水路・農道は、直線的で大規模、かつコンクリート製のものに取って代わり、絵図に描かれた荘園景観は一変する。景観保全上、このような整備が受け入れられないことは明らかである。

(2) 保全型整備 現在の耕地景観の保全を第一に考え、その範囲内で耕地条件の改良を行う。具体的には、現況の水路は現在の位置をそのまま保存し、部分的に拡幅や補修を行う。排水路については部分的に地下埋設型を採用する。現況の農道についても現在の位置を保存し、部分的に新設や拡幅を行う。区画は畦畔の撤去により拡大するが、隣り合う区画の段差を1m以内に抑える。保全型整備では現況の区画や道水路を残すため、景観保全上は大きな効果が期待できる反面、耕作条件の改良は制約を受ける。しかし、機械作業上最大のネックである排水不良と農道の不備が改善されることで、将来の営農の継続にとって最低限の条件は整うと考えられる。前述の「骨寺村荘園遺跡整備委員会」では、景観保全を主張する歴史学・歴史地理学の専門家は、この保全型整備を支持した。

(3) 中間型整備 保全型を基本としつつ、より耕地条件の改良を重視する。具体的には、水路と農道については保全型整備のと同じとし、区画は畦畔の撤去により拡大するが、等高線方向の辺をなるべく平行かつ直線化し、また区画の段差の制限を1.5m程度まで緩和する。これに伴って、一部に従前にはない排水路を新設する場所が生じる。保全型に比べると機械作業の効率をさらに向上できるため、「骨寺村荘園遺跡整備委員会」の地元農家代表はこの中間型を支持した。他方、従前には存在しない「線」が生じるため、歴史学・歴史地理学の専門家は難色を示した。

5．史跡整備との連携

遊歩道の整備と伝統的水田保全区域の設定を考える。遊歩道は、圃場整備で農道を新設・改良するさいに、これと一体的に用地を捻出し整備する。伝統的水田保全区域とは、昔の水田の面影を残す零細で不整形の区画を保存する区域であり、荘園絵図にも描かれている若神子周辺(現在は休耕地)と要害の南側の零細水田を充てる。市が用地を買い上げ、水田オーナー制度を導入するものとする。遊歩道および伝統的水田保全区域の水田の用地代金は農家の事業費負担金に充当する。

6．農家への支援策

景観に配慮した水田整備は通常のパラメータ整備に比べて農地としての整備水準を落さざるを得ず、農家にとっては不本意な整備方法である。一方、景観配慮の利益が事業参加農家以外にも広く及ぶことも考えると、農家だけに事業費の負担を負わせるのは必ずしも適切ではない。そこで多くの先行事例地区では、市町村が事業費の農家負担を全額あるいは一部を肩代わりする措置を講じている⁴⁾。また、整備後の水田の維持管理を支援するために、基金を設立したり、中山間地域等直接支払い制度の交付金を配当している例も見られる。本寺地区においても、こうした支援措置が不可欠と考えられる。

[引用文献]

- 1) 大石直正:陸奥国骨寺村絵図[在家絵図][仏神絵図],中世荘園絵図大成(第1部)-中世荘園絵図の世界-,河出書房新社,1997.
- 2) 中世骨寺村荘園遺跡整備委員会:答申書,pp.8-9,2000年.
- 3) 前掲2)
- 4) 伊藤珠美:景観に配慮した水田整備のあり方に関する研究,平成15年度修士論文(岩手大学),pp.202-207,2004.

